

工事における社会保険等未加入対策

目的

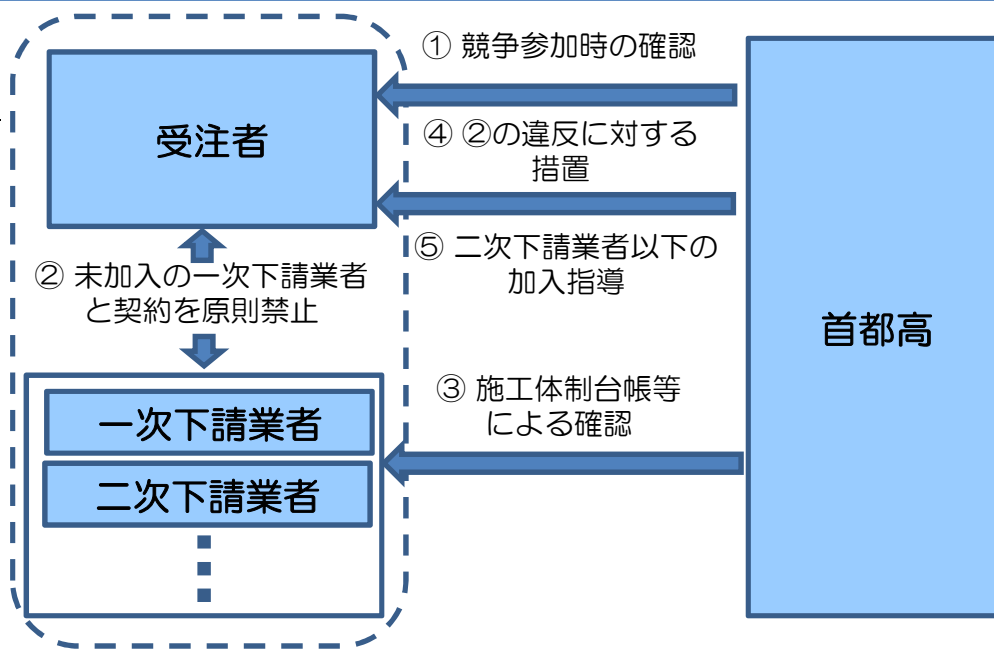
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費（社会保険等）を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

対策

- 工事における元請業者及び一次下請業者につき、社会保険等※1加入業者に限定※2
 - ・ 競争参加資格の有資格業者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定
 - ・ 未加入業者との一次下請契約を原則禁止（契約書に記載）

スキーム

- ①競争参加時に元請業者の社会保険等加入状況を確認（未加入の元請業者は工事から排除）
- ②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止
- ③施工体制台帳等で下請業者の社会保険等加入状況を確認
- ④未加入の一次下請業者と契約した場合の措置を実施（競争参加停止等の措置）
- ⑤二次下請業者以下の社会保険等未加入業者には加入指導を実施



※1：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2：平成27年8月1日以降に入札公告等を行う工事から下請金額の下限（3000万円以上（建築一式工事は4500万円以上）を撤廃